

関連事業の実施状況

【関連事業】

第5次朝霞市総合計画の実施計画を男女平等の施策に当てはめ事業立てを行っていることから、総合計画の事務事業評価シートの写しをもって事業の把握を行いました。ただし、事務事業評価シートでは、男女平等の推進に関する取組等が読み取れないこともあり、男女平等の視点での取組や配慮、効果、課題や改善点について実施状況を把握し、施策目標ごとに取りまとめました。

男女平等の意識の浸透

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
広報事業 (シティ・ プロモーション 課)	「広報あさか」や 朝霞市公式ホーム ページにおける表 現の配慮	市民ハンドブックの更新・ホームページ管理・運営・各SNSを使用した情報発信・メール配信サービスの運用等を実施し、男女共同参画の視点に立った市の広報活動における表現留意の啓発と、効果的な運用を図った。		1-2-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性別による固定的役割分業意識にとられない広報の作成と、文字・イラスト・写真等の表現に配慮した。また、他自治体で問題となった事例について、報道発表されていないかなどの確認をした。	今後も、広報あさか、その他の広報媒体での情報発信で、男女共同参画の視点に立った表現に留意し、誤解を与えることのないよう引き続き配慮していく。	
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・ スポーツ課)	男女平等に関わる 出前講座の活用促 進	事業実績など		1-2-③
		「あさか学習おとどけ講座」（出前講座）のPRを積極的に行い、男女平等の視点に立ったテーマの講座の活用促進を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		各種事業のPRについて、性別による固定的役割分業意識にとられないよう、イラスト・写真等の表現に配慮した。	引き続き、性別による固定的役割分業意識にとられない表現に配慮するとともに、「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。	
	男女平等に関する 学習情報の提供	事業実績など		1-2-③
		生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成・広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じて学習情報の提供をした。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		関係各課からの情報提供を求め、生涯学習ガイドブックや広報あさかななどを通じて、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報提供に継続して努めた。	今後も生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかななどを通じて、男女平等に関する講座など、各課が行う事業を広く情報提供する。	
	地域人材の確保・ 活用	事業実績など		1-2-④
		生涯学習ボランティアバンクの活用による市民や団体の知識・技能の還元を図った。		
		男女平等の視点		
配慮した点・効果		課題・改善		
年齢や性別に関係なくスキルを持つ方々を紹介するとともに、活躍の場を提供して人材育成を図ったことで、市民にボランティアバンクの登録者を紹介できたほか、「朝霞市生涯学習体験教室」で講師として活躍いただくことができた。		生涯学習ボランティアバンクへの人材登録と活用について、一層の周知を行い、人材の育成を図る。		

人権教育振興事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女平等に関する学習機会の提供	事業実績など		1-2-④
		市民人権教育研修会及び企業人権教育研修会や、朝霞市人権教育推進協議会との共催による現地研修会(フィールドワーク)の実施等による、男女平等に関する学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等に関するテーマ等、解決しなくてはならない数多くの人権課題に対し、偏りなくテーマとして取り上げられるよう配慮し企画を立案した。多くの人権課題の解決のため、研修会等を行い、年齢や性別に関係なく人材登録と育成を図り、多くの方に活躍の場を提供できた。	引き続き、人権課題を解決するため、研修会等を開催する。	
母子健康教育事業 (健康づくり課)	マタニティ教室・育児学級の充実	事業実績など		1-2-③
		マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるような機会を提供。マタニティ教室18回、母と子のつどい2回、離乳食スタート教室24回、離乳食ステップアップ教室12回、すこやか相談(発育発達相談)6回実施。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		参加者を妊婦に限定せず、すべての内容に両親で参加できるものとして、開催日程もすべて土曜日または日曜日の開催とし、一緒に参加しやすいよう配慮した。	現状、ほとんどが両親で参加しており、妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供できている。今後も引き続き両親で参加できる機会を提供していく。	
中央公民館 運営事業 (中央公民館)	子育て講座の充実	事業実績など		
		男性が家事・育児に参画できるよう育児講座や子育て講座のカリキュラムを充実し提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		親子で参加できる講座を開催することにより、男性の参加を促し、男女平等の意識づくりを進めるとともに、子育て中の仲間づくりを支援した。	継続して実施する。	

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
市民相談事業 (地域づくり支援課)	相談事業の実施	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、行政相談は一時中断をしたが、それ以外においては、法律相談、行政相談とも概ね実施できた。		2-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性の弁護士や行政相談委員の配置により、女性にとってセンシティブな内容の相談がしやすい環境を整えたことで、気軽に相談ができる効果があった。	市民が抱える日常生活における問題やトラブルの解決支援として法律相談や行政相談は必要であることから、引き続き誰もが相談しやすい環境の整備に努める。	
生涯学習 啓発推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	人権問題講演会等の開催	事業実績など		2-1-②
		人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などの実施を通じて、男女平等の視点での学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
	団体等の情報提供と交流の促進	講演会や研修会等の実施に際し、男女平等の視点から学習機会の提供をするように努めたことで、男女平等を推進することができた。	講演会や研修会等を実施する際は、引き続き、男女平等の視点で学習機会の提供に努める。	2-2-①
		事業実績など		
		生涯学習ボランティア登録団体等に、関係団体の情報提供と交流を促進した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		生涯学習ガイドブック「コンパス」の作成等にあたり、性別による固定的役割分業意識にとらわれないよう、イラスト・写真等の表現に配慮したことで、性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現が浸透している。	各種事業のPRの際には、性別による固定的役割分業意識にとらわれない表現に配慮するとともに、引き続き「あさか学習おとどけ講座」のPR、利用促進に努める。	
自己実現を支援する学習機会の充実	事業実績など		2-1-③	
	「朝霞市生涯学習体験教室」を開催し、自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を提供した。			
	男女平等の視点			
	配慮した点・効果	課題・改善		
	生涯学習ガイドブック「コンパス」等でPRに努めた他、「朝霞市生涯学習体験教室」を開催し、市民への生涯学習活動への機運を高め、意識啓発を行ったことなどにより、多くの市民に参加いただくことができ、学習機会の充実を図られた。	今後も各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会の充実を図る。		

中央公民館 運営事業 (中央公民館)	自己実現を支援する学習機会の充実	事業実績など		2-1-③
		各種講座等の開催(悠ゆう大学、さわやか健康教室、成人教養講座、こども天体教室、サイエンスキッズ、人権教育講座)・・・参加者：延べ３１６人 施設の貸出し 利用人数：５７，６８０人 プラネタリウム観覧者数：４，０７７人		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性にとっても男性にとっても魅力ある多様な学習機会が選択できるよう、生涯学習に関する情報や各種講座を実施し、広く学習機会の提供を行った。	コロナ前の水準と比較すると利用者数や利用率は減少している。コロナ禍での公民館運営をさらに検討し、公民館利用者が安心して利用できるよう努めていく。	
図書館運営事業 (図書館)		事業実績など		
		資料の収集、提供、貸出や、イベントの開催、テーマ展示などの他、電子図書の導入などを通じて、学習機会を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		多様な資料の収集と提供を行うとともに、事業の実施に際しては、内容や名称、開催日時等に配慮をすることで、男女の別なく個々の参加意欲を促し、学習機会等の提供をすることができた。	引き続き、性の区別なく自己実現に向けた支援ができるよう学習機会の提供に努める。	
起業家育成 支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など		2-2-①
		セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は３０件、起業家育成セミナーは２０人の参加があった。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		セミナーをリモートで行い、子育て中の方などを含め年齢性別にかかわらずに参加しやすい環境づくりを行った。	性別にかかわらず起業に関する各種支援が必要な方へ届くよう効果的な情報発信が必要である。	

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
教職員研修事業 (教育指導課)	性教育の実施	人権作文の作成などを実施し、人権教育を推進するとともに、さまざまな教育活動に取り組む中で、男女平等に対する意識の向上を図った。		3-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性に関する指導の中核が保健学習であり学習指導要領を生かした保健学習の実践が不可欠であるため、学校において発達の段階に応じた適切な指導が実施されるよう研修会の開催の周知等を行った。	研修内容を確実に学校全体に周知するため、教職員が参加することも重要であり、校長会議や養護教諭研究協議会等において、研修会の開催について、より一層、周知を徹底する。	
健康危機対策事業 (健康づくり課)	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進	事業実績など		3-1-②
		リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		ポスター掲示やリーフレット配布等の啓発事業において、男女平等の観点到配慮した。	今後も引き続き、各種啓発事業において、男女平等の観点到配慮していく。	
健康教育事業 (健康づくり課)	健康教育等の実施	事業実績など		3-1-②
		健康教育として、生活習慣病予防体験教室を実施。また、健康相談として、事業実施時の個別相談及び随時の栄養を含めた健康相談を実施し、希望者へ健康手帳を交付した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		男女平等の観点到意識し、性別を問わず各事業に参加できる配慮を心がけたことで、男性、女性ともに参加しやすい事業を実施することができた。	事業によって、女性特有の疾病に着目した健康支援の取り組みを行っているが、今後も性別を問わず参加できる事業の実施について、継続して取り組んでいく。	
がん検診事業 (健康づくり課)	がん検診の実施	事業実績など		3-1-②
		個別がん検診、集団がん検診を実施したほか、乳がんグローブ配付による自己健診の普及啓発を行った。また、がん健診無料クーポン券交付の実施等を行い健康管理を支援した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		女性に特有な病気である子宮がんや乳がん検診だけではなく、男女共通のがん検診についても広く周知し、がんの早期発見につなげた。	男女によってがんの種類別罹患数は異なる。今後は、その点や男女平等の視点など総合的に考慮した周知方法を検討し、より効果的な実施につなげていく。	

妊婦一般健康 診査等事業 (健康づくり課)	妊婦一般健康診査 の実施	事業実績など		3-1-②
		母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を勧めた。また、里帰り等で委託医療機関で受診した妊婦は1人あたり補助額上限102,190円の補助を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		安心して妊娠期を過ごせるよう、妊婦健診に係る費用の一部を助成した。14回分の助成券を発行し、概ね出産までの妊婦健診の回数をカバーできるだけの助成となった。	母子健康手帳交付時に、必ず専門職が面接を行うことで、妊娠・出産や育児に関する不安や生活状況等を把握し、適切な支援に繋げていく。	
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権施策の推進	事業実績など		3-2-③
		人権施策庁内連絡会を2回開催、庁内人権問題研修推進員研修を2回開催し、LGBTQに対する啓発を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		庁内人権問題研修推進員研修において、多様な性のあり方、LGBTQについて研修を実施し、理解促進を図った。	引き続き、庁内研修等において内容を工夫し、理解促進を図っていく。	

施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
人権啓発推進事業 (人権庶務課)	人権フェスティバルや研修会等を通じた人権教育の推進	行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。また、人権擁護委員による「人権相談」や人権擁護委員と協働した「人権の花運動」を実施したほか、広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により市民の人権尊重意識の高揚が図れた。		4-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から人権フェスティバルはオンライン開催となった。平和パネル展や平和に関するDVD上映については、女性センター（それいゆぶらぎ）を会場に実施し、女性センターの周知啓発、来所する市民の機会の提供に努めた。	引き続き、人権啓発事業を通して、男女平等の視点を取り入れ、啓発を図っていく。	
	人権施策の推進	事業実績など		4-3-①
		行政の各種施策を推進する上で、その担い手である職員の人権意識の向上は欠かすことのできないものであり、職員研修等を通して人権課題への正しい理解を深めることができた。広報紙や市ホームページでの人権啓発や平和に関する事業の実施等により、市民の人権尊重意識の高揚が図れた。人権施策庁内連絡会を2回開催、庁内人権問題研修推進員研修を2回開催。パネル展やDVD上映を実施。終戦記念日等における黙とうや半旗の掲揚を実施した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
			人権施策庁内連絡会において関係各課の事業内容の確認をし、庁内の共通認識を図った。また、庁内人権問題研修推進員研修においては多様な性のあり方について職員の研修を実施した。	引き続き、男女平等についての促進を行うとともに、LGBTQ等の課題についても取り組み、相談窓口の充実や相談者の支援体制の推進を図る。
			事業実績など	
人権作文の作成などを実施し、人権教育を推進するとともに、さまざまな教育活動に取り組む中で、男女平等に対する意識の向上を図った。				
男女平等の視点				
配慮した点・効果	課題・改善			
教育指導支援事業 (教育指導課)	男女平等の視点からの人権教育の推進	教職員に対して、異性間暴力を含めた様々な人権課題などについて指導・周知した他、児童・生徒に対して人権についての学習を行った。	感染症対策のため多くの研修会が紙面上の実施や中止となった。教職員に対しての人権課題への意識を高める研修は、今後も推進していく必要がある。	
		事業実績など		4-1-②
		人権教育主任研修会を充実させるほか各種人権研修に教師が参加し、異性間やパートナーによる暴力を含めた人権課題について研修する。また、児童・生徒に対し、人権教育の視点から異性間暴力が犯罪であることを周知し、防止に向けた教育を行った。		
		男女平等の視点		
配慮した点・効果	課題・改善			
教職員研修事業 (教育指導課)	異性間やパートナーによる暴力防止に関する教育の実施	教職員に対しては、異性間暴力を含めた様々な人権課題について、校長会議等の機会で指導・周知を行ったほか、子の面前でのDVによる心理的虐待などについて、児童虐待防止に関する周知を行った。また、児童・生徒に対しては、特別の教科道徳や総合的な学習の時間、特別活動等を活用し、人権についての学習を行った。	感染症対策のため多くの研修会が紙面上の実施や中止となった。異性間暴力等を含め、人権に配慮した研修会等を教職員に周知し、参加を促していく。	

施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
職員人事管理事業 (職員課)	ハラスメント防止 対策の強化	男女ともに働きやすい職場づくりを促進するため、「職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を職員に周知し、ハラスメント防止に向けた意識の浸透に努めた。		4-1-②
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		不妊治療のための休暇の新設に伴い、不妊治療を受けることに対する否定的な言動や制度若しくは措置の利用に関する言動もハラスメントに該当することを定めた。その他、「コンプライアンス研修」の実施等により、パワー・ハラスメント等に起因する問題が生じた場合にも、適切に対応できるようになった。	ハラスメント防止対策に関する制度の定着を図るためには、今後も職員への周知・説明を継続する必要がある。	
民生委員児童委員 活動事業 (福祉相談課)	地域における被害者の早期発見体制の充実	事業実績など		
		被害者の早期発見につなげるよう、民生委員児童委員・主任児童委員に、研修会などの機会を捉えて、異性間やパートナーによる暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
民生委員児童委員 活動事業 (福祉相談課)	地域における被害者の早期発見体制の充実	各地区定例会について、地域のDV被害等の早期発見や、該当する情報及び支援策について、情報交換を行えるように実施した。	地域における被害者の早期発見のために、関係機関との連携が必要である。また、相談機会を増やすために、民生委員制度の周知（市ホームページや広報掲載）が必要である。	
		事業実績など		
		関係機関と連携し、一時保護された被害者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行った。		
		男女平等の視点		
生活保護事業 (生活援護課)	福祉関連施設との連携強化	配慮した点・効果	課題・改善	
		加害者と被害者が接触することのないよう安全に配慮しながら、被害者等の状況や状態を確認したうえ、関係機関と協力・連携しながら保護し、被害者の安全確保に努め自立に向けた支援を行い、事故が発生することはなかった。	暴力ではあるものの、婦人相談センターに入所できないケースなど、緊急対応が必要なケースなどがあり、危険回避の対応に苦慮している。引き続き、関係機関と連携強化を図る必要がある。	

生活保護事業 (生活援護課)	被害者等への相談・助言・保護支援の充実	事業実績など		4-2-①
		被害者等の状況や状態を確認し、被害者に適した配慮をしながら保護し、自立に向けた支援を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		加害者と被害者が接触することのないよう安全に配慮しながら、被害者等の状況や状態を確認したうえ、関係機関と協力・連携しながら保護し、被害者の安全確保に努め、自立に向けた支援を行い、事故が発生することはなかった。	関係機関と連携し、一時保護された被害者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行ったが、安全確保が第一であることから、転居する地域の選定や転居先物件の契約締結までに時間がかかることが課題である。引き続き、関係機関と連携しながら、速やかな対応が必要となる	
児童相談事業 (こども未来課)	被害者等への相談、助言、支援の充実	事業実績など		4-2-①
		被害者等の状況や状態を確認し、児童虐待のリスクや養育支援の必要性に配慮をしながら、児童と保護者に対して必要な助言や支援を行う。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		面接時、保護者や子どもの気持ちに寄り添い、丁寧な対応を心掛けた。また、子どもが虐待を訴えた際には、子どもの安全を最優先に考え、表現（性別役割分業意識等）に注意や配慮をしたことなどにより、相談者の状況に応じた、関係機関との連携した支援を行うことができた。	職員の相談対応について、より一層の充実を図るため、研修等を通じ、知識や相談技術の習得と向上に努める。	

施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
母子訪問指導事業 (健康づくり課)	被害者等への健康支援 保健所や医療機関との連携強化	被害者等の状況に応じて地区担当保健師が対応し、状況に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施した。また、保健所や医療機関との連携により、DV被害の早期発見に努め、適切な対応を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		相談者の状況に応じて、早期に女性センター等の関係機関との連携した支援を行うことができた。	引き続き状況に応じて関係機関との連携を図り、支援を行っていく。	
母子施設入所事業 (こども未来課)	母子生活支援施設や児童相談所等との連携強化	事業実績など		
		母子生活支援施設や児童相談所の一時保護所等の利用が速やかに行えるよう関係機関から情報等を収集し、連携強化を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		性差による社会的不利益に配慮するとともに、相談者や子どもの安全を確保し、社会的自立を目指した支援を行うことで、相談者や子どもの状況に応じた、関係機関との連携した支援を行うことができた。	施設には定員や入所要件があることから、相談者や子どもの意向を確認し、速やかな調整が必要となる。そのため、関係機関との調整を円滑に行う必要があることから、連携や協働し対応する。	
包括的支援事業 (長寿はつらつ課)	地域包括支援センターや高齢者施設との連携強化	事業実績など		4-3-①
		各地域包括支援センターによる総合相談支援等の実施や、センターの相談体制の強化のため職員増を図ったほか、地域包括支援センター等の高齢者施設と連携を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域包括支援センターや特別養護老人ホームなど的高齢者施設と連携を図る際、出来る限り男女ペアで対応するように配慮したことで、様々な事例において、多様な対応ができ、当該高齢者を含む対象者等に対して、安心感を与えることができた。	地域包括支援センターや特別養護老人ホームなど的高齢者施設の職員も、時間帯等によっては職員の男女比に偏りが生じるため、急な訪問調査等の場合でも、急ぐことなく、冷静に、男女平等の視点を含めた情報共有や対応を図っている。	
住民基本台帳管理事業 (総合窓口課)	住民基本台帳事務における支援措置	事業実績など		
		支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を制限した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		該当者をe-SUITE上で検索したときに「支援措置対象者」である旨のポップアップが表示され、注意喚起を促す機能を運用し、e-SUITEを利用する課全体で情報を共有するよう努めた。	e-SUITE利用の有無に関わらず、各課では多様な形式で個人情報を保有しており、全てを把握することは難しい状況であることから、個人情報に関する照会・回答（外部からの問い合わせ）に対し、より慎重な対応が必要になる。	

施策目標 5 女性の職業生活における活躍の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
広聴事業 (市政情報課)	広聴機会や手段の提供	「市への意見・要望」や「市政モニター」など、幅広い広聴機会・手段の設定に努めた。		5-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「市への意見・要望」の性別記入欄を設けずに、幅広く意見を収集した。また、「市政モニター」の登録時に無作為抽出で候補を選出して、男女どちらかに偏らないように努めた。 令和３年度「市への意見・要望」 新規受付件数：３０５件 令和３年度「市政モニター」 新規登録者：男性６１人、女性８２人	男女平等の推進の観点から、引き続き男女問わず幅広い意見の収集に努める。	
生涯学習啓発 推進事業 (生涯学習・スポーツ課)	男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	事業実績など		5-1-②
		夜間・休日など、男女が参加しやすい生涯学習活動の場となるよう、環境整備に努めた。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		講座等の実施に際し、夜の時間帯や土日に開催するなど、男女が参加しやすい環境の整備に努めたことで、男女ともに参加しやすい環境となった。	引き続き、日時や保育等に配慮し、男女ともに参加しやすい環境となるよう取り組む。	
起業家育成 支援事業 (産業振興課)	起業支援	事業実績など		5-1-③
		セミナーの開催、市独自の起業相談により支援を行い、起業家育成相談件数は３０件、起業家育成セミナーは２０人の参加があった。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		セミナーをリモートで行い、子育て中の方などを含め年齢性別にかかわらずに参加しやすい環境づくりを行った。	性別にかかわらず、起業に関する各種支援が必要な方へ届くよう、効果的な情報発信が必要である。	

就労支援事業 (産業振興課)	再就職に関わる情 報の提供と支援講 座の開催	事業実績など		5-1-③
		就労支援セミナーについてはコロナの影響で中止が相次いだが、ハローワークとの共催事業と合わせて4回実施し、合計95人の参加者があり、就労支援相談の相談件数は17件で前年より増加した。また、朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度では4件の認定を行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		セミナーをリモートで行い、子育て中の方などを含め年齢性別にかかわらずに参加しやすい環境づくりを行った。	就労を希望する方に、必要な情報が行き届くよう効果的な情報発信が必要である。	
中央公民館 運営事業 (中央公民館)	能力開発に関わる 情報提供や、講座 等開催に伴う施設 の提供	事業実績など		5-1-③
		再就職、社会・地域活動に向けての関係各課からのポスター掲示やチラシ、パンフレット等の情報を提供する。また、女性の活躍の推進を目的とした、社会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域活動の活性化を図るため、問合せに対して、適切な情報が提供できるよう心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や資料を来館者にわかりやすく掲示・設置するように努めた。	女性の活躍推進を目的とした講座等に関し、今まで以上に男女平等の視点を取り入れ、継続して実施する。	

施策目標 6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

事務事業名	取組項目	事業実績など		施策番号
子ども・子育て支援事業 (保育課)	子育て環境の整備	朝霞市子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て環境の整備を行った。		6-1-①
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		子育て環境の計画的な整備を進め、家庭と仕事の両立を実現するために、保育園1園、小規模保育施設2施設、放課後児童クラブ2施設の整備を行った。保育所等では88人の定員増、放課後児童クラブでは96人の定員増を図ったことで、子育て環境の整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めることができた。	待機児童の完全な解消はなされていないため、女性の就業率への影響はあるものと捉えている。今後においても、男女双方が利用しやすい環境整備を目指し、家庭と仕事の両立が可能となるよう、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等の計画的な整備を進めていく。	
勤労者支援事業 (産業振興課)	一般事業主行動計画の策定への促進	事業実績など		6-1-①
		一般事業主行動計画策定を促すために、職業生活と家庭生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供した。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、一般事業主行動計画の策定状況や女性の活躍に関する項目を設けている。当該項目の実施により、加点されることとなり本制度によって、男女が平等に活躍できる職場環境の改善を推進した。	市内事業者の職場環境において、働きやすい職場づくりが浸透していくよう効果的な情報発信が必要である。	
	雇用・就労に関わる法制度の周知	事業実績など		6-1-②
		男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等での情報提供。令和2年度から「ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度」をスタートし、市内事業者の認定者数を増やす中で、法制度の周知を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、時間外労働の状況や女性の活躍に関する項目等を設けている。当該項目の実施により、加点されることとなり、本制度によって、適正な職場環境の改善を推進した。	市内事業者の職場環境において、適正な職場づくりが浸透していくよう効果的な情報発信が必要である。	

就労支援事業 (産業振興課)	多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの周知	事業実績など		6-1-②
		パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態に関わる指針・ガイドラインの情報を提供し周知を図った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業」において、リモートワーク等多様な働き方に関する項目等を設けている。当該項目の実施により、加点されることとなり、本制度によって、多様な働き方の実施を推進した。	市内事業者の職場環境において、多様な働き方に関する職場づくりが浸透していくよう効果的な情報発信が必要である。	
市民活動支援 ステーション 運営事業 (地域づくり支援課)	市民活動支援ステーションの充実	事業実績など		6-2-①
		市民活動に関する情報発信として、メールマガジンやHPでの周知を行ったほか、新たに市民活動の特集記事を広報に掲載した。また、地域活動の参加促進に繋がるセミナーや、新たな相談会の開催をした。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		「市民活動団体相談会」の募集に際し、女性と男性の区別をすること無く、気軽に参加してもらえるように配慮したことで、性別や年齢、活動領域に関わりなく、市民活動団体の相談等を受け付けて、活動の活発化を図ることができた。	市民活動の啓発・周知や、主催事業の実施にあたり、男女ともに参加しやすいよう、周知方法等を工夫しながら、誰もが地域で活動しやすい環境の整備を行っていく。	
地域防災推進事業 (危機管理室)	女性の視点を取り入れた地域防災計画の推進・避難所運営	事業実績など		6-2-②
		防災分野において男女共同参画の視点に立った情報の収集と提供を推進した他、「防災防犯マニュアルカード」を活用した周知を行い、防災・防犯に対する意識付けを行った。		
		男女平等の視点		
		配慮した点・効果	課題・改善	
		地域対応班の全ての班で女性職員を指名した。また、地域防災アドバイザーは、21名中10名が女性となっており、自主防災組織の訓練等において、女性の視点によるアドバイスをいただくことで、よりきめ細やかな防災対策の推進につながった。また、授乳を必要とする人や妊婦等要配慮者用のスペースを避難所に設けて対応できるようにしている他、女性センターが作成した「防災防犯マニュアルカード」を防災倉庫に設置し、避難所開設の際に役立てるようにした。	引き続き、女性の意見を取り入れながら防災対策を推進していく。	

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	数値目標			評価資料
			当初値 (H26)	実績 (R元)	目標値 (R7)	
1 男女平等 の意識の 浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	市民意識調査
2 自己実現 へ向けた 学習機会 の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性（20～50代）の割合	11.5%	7.1%	20%	市民意識調査
3 多様性の 尊重と理 解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	市民意識調査
	3-2 性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進	★「SOGI（ソジ）」という言葉を知っている市民の割合	—	14.3%	20%	市民意識調査
4 異性間や パートナ ーからの 暴力の 根絶	4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	市民意識調査
5 女性の職 業生活に おける活 躍の推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	★市職員の女性管理職員の割合	17.0%	22.6% (R4.4)	25%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.2% (R4.3)	70%	朝霞市男女平等推進 年次報告書
6 地域団体 や事業所 における 男女共同 参画の推 進	6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	市民意識調査
	6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	★自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	市民意識調査

※ 施策の方向に★が付いている指標については、後期計画の策定に伴い新たに目標設定したもの



朝霞市女性活躍推進計画の該当部分



第2次朝霞市 DV 防止基本計画の該当部分（施策目標4）

【審議会等の女性委員の登用率の現状値】

令和4年3月末日現在

		印は、各審議会等での女性委員登用率が30%以上を表しています。					(人)
	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計	
1	法必	行政不服審査会	人権庶務課	3	0	3	
2	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	4	5	9	
3	法必	民生委員推薦会	福祉相談課	3	4	7	
4	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	26	14	40	
5	法必	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	長寿はつらつ課	13	4	17	
6	法必	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	7	3	10	
7	法必	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	5	5	10	
8	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	14	4	18	
9	法必	教育委員会	教育総務課	3	2	5	
10	法必	就学支援委員会	教育指導課	13	23	36	
11	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	2	4	
12	法必	公平委員会	公平委員会	2	1	3	
13	法必	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	3	0	3	
14	法任	入札監視委員会	入札契約課	3	0	3	
15	法任	環境審議会	環境推進課	12	3	15	
16	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	7	3	10	
17	法任	朝霞市介護給付費等の支給に関する審査会	障害福祉課	5	5	10	
18	法任	朝霞市障害者プラン推進委員会	障害福祉課	9	8	17	
19	法任	朝霞市障害者自立支援協議会	障害福祉課	11	9	20	
20	法任	要保護児童対策地域協議会代表者会議	こども未来課	19	12	31	
21	法任	要保護児童対策地域協議会実務者会議	こども未来課	16	21	37	
22	法任	青少年問題協議会	こども未来課	18	3	21	
23	法任	都市計画審議会	まちづくり推進課	12	2	14	
24	法任	地域公共交通協議会	まちづくり推進課	34	1	35	
25	法任	上下水道審議会	上下水道総務課	12	3	15	
26	法任	いじめ問題専門委員会	教育指導課	4	1	5	
27	法任	いじめ問題対策連絡協議会	こども未来課 教育指導課	5	2	7	
28	法任	博物館協議会	文化財課	8	2	10	
29	法任	公民館運営審議会	中央公民館	10	4	14	
30	法任	図書館協議会	図書館	6	1	7	
31	法任	農業委員会	農業委員会事務局	17	3	20	
32	市独	外部評価委員会	政策企画課	7	3	10	
33	市独	行政改革懇談会	政策企画課	9	1	10	
34	市独	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	政策企画課	6	4	10	
35	市独	オリンピック・パラリンピック競技大会支援実行委員会	政策企画課オリンピック・ パラリンピック室	36	3	39	
36	市独	シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会	シティ・プロモーション課	3	2	5	
37	市独	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	1	2	3	
38	市独	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	6	4	10	

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
39	市独	防犯推進計画会議	危機管理室	12	3	15
40	市独	男女平等推進審議会	人権庶務課	4	9	13
41	市独	男女平等苦情処理委員	人権庶務課	1	1	2
42	市独	DV対策関係機関ネットワーク会議	人権庶務課	12	7	19
43	市独	公務災害補償等認定委員会	職員課	4	1	5
44	市独	農業祭運営委員会	産業振興課	10	0	10
45	市独	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	23	1	24
46	市独	都市農業推進協議会	産業振興課	13	3	16
47	市独	担い手育成総合支援協議会	産業振興課	5	2	7
48	市独	産業振興基本計画推進委員会	産業振興課	8	3	11
49	市独	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	5	4	9
50	市独	地域福祉計画推進委員会	福祉相談課	11	7	18
51	市独	総合福祉センター運営協議会	福祉相談課	7	6	13
52	市独	社会福祉法人認可等審査委員会	福祉相談課	3	0	3
53	市独	災害弔慰金等支給審査委員会	福祉相談課	3	2	5
54	市独	日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	障害福祉課	6	2	8
55	市独	児童館運営協議会	こども未来課	4	6	10
56	市独	子ども・子育て会議	こども未来課	14	15	29
57	市独	健康づくり推進協議会	健康づくり課	10	5	15
58	市独	景観審議会	まちづくり推進課	10	2	12
59	市独	交通安全対策協議会	まちづくり推進課	38	6	44
60	市独	開発事業等紛争調停委員会	開発建築課	4	1	5
61	市独	緑化推進会議	みどり公園課	12	3	15
62	市独	基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会	みどり公園課	12	3	15
63	市独	教育行政施策評価会議	教育総務課	10	3	13
64	市独	入学準備金及び奨学金貸付審査会	教育管理課	7	2	9
65	市独	幼児教育振興協議会	教育指導課	5	4	9
66	市独	ふれあい推進事業推進委員会	教育指導課	25	3	28
67	市独	学校給食運営審議会	学校給食課	8	4	12
68	市独	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	5	8	13
69	市独	社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	11	4	15
70	市独	スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	11	4	15
71	市独	スポーツ推進委員会議	生涯学習・スポーツ課	14	8	22
72	市独	文化財保護審議委員会議	文化財課	6	2	8
合 計				707	303	1,010
				70.0%	30.0%	100%

※72の審議会等のうち、34の審議会等において、女性委員の登用率が30%以上となっています。

7 女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

□実施計画取組項目との位置付けと評価

- 国が定める女性活躍推進法に関する基本方針を勘案し、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、市町村推進計画を策定することが努力義務とされました。
- 実施計画上で推進している一部の事業が、女性活躍推進法の施策と一体となる取組について、主な施策別に評価しました。
- 女性活躍推進法の基本方針に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価は、3つの柱立てに区分した取組項目ごとに総合評価しました。

女性活躍推進法に基づく推進計画について

【国の動き】

平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、市町村は、国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、推進計画を策定することが努力義務とされました。

【女性の活躍推進とは】

女性の自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層大事であることから、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用や、仕事と家庭の両立への配慮などにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をめざしています。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針】

- 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
 - ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
 - ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
 - ①男性の意識と職場風土の改革
 - ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- 3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【朝霞市の動き】

この実施計画を推進することで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める施策を一体のものとして行っていることから、この計画を女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として推進します。

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案（下記３つの柱立て）し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

１ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	１－２－２－２＊	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	２－１－１－２＊	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	２－１－２－１＊	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	２－１－３－１＊	それいゆぷらざ（女性センターにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	２－２－１－１＊	就業や起業支援に向けた情報の提供
	２－２－１－４	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	５－１－１－１＊	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
	５－１－１－２＊	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する	５－１－３－２＊	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	５－１－３－３	起業支援
	５－１－３－４	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	５－１－３－５	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する	６－１－１－３	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	６－１－２－４	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

２ 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	１－１－２－１＊	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	１－２－３－２＊	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	１－２－３－３	マタニティ教室、育児学級の充実
	１－２－３－５	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	１－２－４－１＊	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	３－１－１－１＊	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信
	３－１－１－２	ＨＩＶ／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	４－１－２－４	ハラスメント防止対策の強化
市内での男女共同参画を推進していく	５－１－２－１＊	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	５－１－２－２＊	「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」の推進
仕事と家庭の両立を支援する	６－１－１－１＊	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供
	６－１－１－２	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	６－２－１－１＊	地域活動への参画促進
	６－２－１－２	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	６－１－２－３	雇用・就労に関わる法制度の周知

３ 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	１－１－２－２＊	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	６－１－２－１＊	事業所への男女格差改善の協力要請
	６－１－２－２＊	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

４ 上記１・２・３全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	５－１－３－１＊	女性活躍推進法の推進

＊印は進行管理事業

女性活躍推進法基本方針に基づく施策別一覧表

※国が定めた基本方針を勘案（下記３つの柱立て）し、実施計画上の取組項目を当てはめた一覧表です。

１ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

主な施策	施策番号	取組項目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	１－２－２－２＊	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	２－１－１－２＊	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	２－１－２－１＊	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	２－１－３－１＊	それいゆぷらざ（女性センターにおける情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る	２－２－１－１＊	就業や起業支援に向けた情報の提供
	２－２－１－４	起業支援
市政への男女共同参画を推進していく	５－１－１－１＊	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成
	５－１－１－２＊	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する	５－１－３－２＊	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知
	５－１－３－３	起業支援
	５－１－３－４	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供
	５－１－３－５	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する	６－１－１－３	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく	６－１－２－４	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

２ 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	１－１－２－１＊	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	１－２－３－２＊	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
	１－２－３－３	マタニティ教室、育児学級の充実
	１－２－３－５	子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	１－２－４－１＊	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	３－１－１－１＊	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信
	３－１－１－２	HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	４－１－２－４	ハラスメント防止対策の強化
市内での男女共同参画を推進していく	５－１－２－１＊	「朝霞市市内男女平等推進指針」の推進
	５－１－２－２＊	「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」の推進
仕事と家庭の両立を支援する	６－１－１－１＊	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供
	６－１－１－２	子育て環境の整備
地域活動への参画を促す	６－２－１－１＊	地域活動への参画促進
	６－２－１－２	市民活動支援ステーションの充実
男女格差がない職場づくりを促進していく	６－１－２－３	雇用・就労に関わる法制度の周知

３ 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

主な施策	施策番号	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	１－１－２－２＊	男女平等を阻害する慣行の是正提案
男女格差がない職場づくりを促進していく	６－１－２－１＊	事業所への男女格差改善の協力要請
	６－１－２－２＊	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

４ 上記１・２・３全てに当てはまる取組項目

主な施策	施策番号	取組項目
就業上での女性の活躍を推進する	５－１－３－１＊	女性活躍推進法の推進

＊印は進行管理事業

主な施策別にみる女性活躍推進法（基本方針）に基づく、地方公共団体に関する施策と一体となる取組項目一覧表

- ※女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- ①女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
- ③社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

* 印は進行管理事業

主な施策	施 策 番 号	取 組 項 目	女性活躍推進法基本方針に基づく地方公共団体に関する施策に一体となる取組項目		
			①	②	③
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む	1－1－2－1＊	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	1－1－2－2＊	男女平等を阻害する慣行の是正提案			○
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく	1－2－2－2＊	進路指導、キャリア教育の充実	○		
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく	1－2－3－2＊	男性の育児参画や女性リーダーシップ能力向上講座の開催		○	
	1－2－3－3	マタニティ教室、育児学級の充実		○	
	1－2－3－5	子育て講座の充実		○	
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める	1－2－4－1＊	地域人材の育成・活用		○	
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する	2－1－1－2＊	「女性総合相談」の実施	○		
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する	2－1－2－1＊	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	○		
自己実現を支援するための学習機会を充実させる	2－1－3－1＊	それいゆぶらざ（女性センター）における情報発信	○		
能力の開発と活動の支援の充実を図る	2－2－1－1＊	就業や起業支援に向けた情報の提供	○		
	2－2－1－4	起業支援	○		
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる	3－1－1－1＊	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信		○	
	3－1－1－2	H I V／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進		○	
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ	4－1－2－4	ハラスメント防止対策の強化		○	
市政への男女共同参画を推進していく	5－1－1－1＊	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成	○		
	5－1－1－2＊	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知	○		
就業上での女性の活躍を推進する	5－1－3－1＊	女性活躍推進法の推進	○	○	○
	5－1－3－2＊	積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	○		
	5－1－3－3	起業支援	○		
	5－1－3－4	能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供	○		
	5－1－3－5	再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	○		
庁内での男女共同参画を推進していく	5－1－2－1＊	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進		○	
	5－1－2－2＊	「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」の推進		○	
仕事と家庭の両立を支援する	6－1－1－1＊	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供		○	
	6－1－1－2	子育て環境の整備		○	
	6－1－1－3	一般事業主行動計画の実施への促進	○		
男女格差がない職場づくりを促進していく	6－1－2－1＊	事業所への男女格差改善の協力要請			○
	6－1－2－2＊	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施			○
	6－1－2－3	雇用・就労に関わる法制度の周知		○	
	6－1－2－4	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	○		
地域活動への参画を促す	6－2－1－1＊	地域活動への参画促進		○	
	6－2－1－2	市民活動支援ステーションの充実		○	

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

※国が定めた女性活躍推進法の基本方針を勘案し、朝霞市推進計画に示す取組項目を3つの柱立てに区分しています。

- 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

【総 評】

これまで、「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの施行により、女性が活躍する環境整備が進んでいます。しかしながら、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働けないなど、働くことを希望する女性や働いている女性でも、希望に応じた働き方が実現している社会が確立されているとは、未だに言い難い状況です。市ではリプロダクティブ・ヘルス／ライツなど女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす重大な人権侵害であるDVやハラスメント、性犯罪・性暴力の防止や、多様な性に関する正しい理解の促進等に向けて、リーフレットの配布や市ホームページでの情報発信を行いました。また、あさか男女の輪サイトの充実を図り、希望に応じた働き方の実現に向けた多様なライフコースの選択支援の情報提供等を行い、女性の活躍が推進されるように努めました。この他、女性が活躍できる環境整備等を推進している市内企業に対し、ワーク・ライフ・グットバランス企業の認定を行い、市ホームページへの掲載によるインセンティブの付与を通じて、企業の取組が促進されるように努めました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく (1-2-2)	I	進路指導、キャリア教育の充実
自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する (2-1-1)	I	「女性総合相談」の実施
自己実現の機会を可能にするわかりやすい情報を提供する (2-1-2)	II	多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供
自己実現を支援するための学習機会を充実させる (2-1-3)	I	それいゆぷらざ（女性センター）における情報発信
能力の開発と活動の支援の充実を図る (2-2-1)	II	就業や起業支援に向けた情報の提供 起業支援
市政への男女共同参画を推進していく (5-1-1)	II	各審議会等での女性委員の登用の促進とその登用率の目標達成 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく女性の市政への参画を周知
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知 起業支援 能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	一般事業主行動計画の実施への促進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

【総 評】

男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を推進するためには、男性や職場、社会の理解が必要不可欠であることから、市職員が積極的に男女平等や女性の活躍に繋がるよう「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進を引き続き行いました。この他、平成29年5月に市長を始めとする管理職員が、イクボス宣言したことを風化させないよう女性センターなどでの周知継続、ノー残業デーの促進、積極的な有給休暇取得、出生サポート休暇の新設等、ワークライフバランスの実現に向けて、市役所が率先して、両立支援の環境整備を図りました。また、女性センター登録団体の活動案内や市民活動団体の情報をまとめた市民活動ガイドブックを掲示・配布して、地域活動への参画を促すなどの取組を行ったほか、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て環境の計画的な整備を進め、保育園や小規模保育施設、放課後児童クラブなどの定員増を図り、家庭と仕事の両立のに向けた環境整備を図りました。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主 な 施 策	評 価	取 組 項 目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく (1-2-3)	I	男性の育児参画や女性のリーダーシップ能力向上講座の開催
		マタニティ教室、育児学級の充実
		子育て講座の充実
学習活動を支援する人材の育成と活用を進める (1-2-4)	II	地域人材の育成・活用
性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方を普及させる (3-1-1)	II	性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利についての情報発信
		HIV／エイズ、性感染症対策や薬物乱用対策の推進
異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ (4-1-2)	I	ハラスメント防止対策の強化
庁内での男女共同参画を推進していく (5-1-2)	I	「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進
		「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」の推進
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
仕事と家庭の両立を支援する (6-1-1)	II	両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供
		子育て環境の整備
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	雇用・就労に関わる法制度の周知
地域活動への参画を促す (6-2-1)	II	地域活動への参画促進
		市民活動支援ステーションの充実

女性活躍推進法に基づく朝霞市推進計画に関する事業評価

3 社会全体における固定的な性別役割分担意識の改革

【総 評】

女性が活躍できる社会の実現に向け、性別による固定的役割分業意識を解消し、性の多様性の正しい理解を促進し、誰もが認め合い、尊重するといった慣習が必要であることから、男女平等を阻害する慣行の是正に向けて、情報提供等に努めてきました。しかしながら、固定的役割分業意識を解消することは容易ではないため、市民や事業所、職員等に対して、周知啓発を継続して行っています。また、中高生といった若年層を対象に、おとどけ講座「リプロダクティブ・ヘルス／ライツからデートDVを考えよう～大切？あなたとパートナーのこことからだ」として、男女がともに尊重し、自分とパートナーが対等な関係を築くことで、女性が活躍できる重要性を伝えるようにしています。その他、市民の意識を高めるため、「あさか男女の輪サイト」を始めとした様々な媒体を活用した啓発を行い、性別による固定的役割分業意識を少しずつ解消しているものと考えています。

性別に関わりなく、すべての人が活躍できる社会の実現に向け、社会全体の意識を変えていける施策を展開していけるよう、計画策定の際などにおいて、市民意識調査や事業所アンケートを実施するなど、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍に関する施策が円滑に推進されるよう取り組んでまいります。

【評価方法】

朝霞市男女平等推進事業評価に関する要綱第4条評価の基準に照らし、主な施策ごとに評価しています。

I 大きな成果が得られた II 一定の成果が得られた III 成果が不十分だった

主な施策	評 価	取組項目
男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む (1-1-2)	II	男女平等を阻害する慣行の是正提案
就業上での女性の活躍を推進する (5-1-3)	II	女性活躍推進法の推進
男女格差がない職場づくりを促進していく (6-1-2)	II	事業所への男女格差改善の協力要請
		「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第1回 令和3年6月17日

- ・令和2年度男女平等推進事業報告について
- ・令和2年度男女平等推進事業評価（案）について
- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画(案)について
- ・各種リーフレットについて

第2回 令和4年3月29日 書面会議

- ・朝霞市における男女平等推進の取組状況について
- ・令和2年度相談事業実績について
- ・男女平等推進年次報告書の評価様式(案)について

【朝霞市男女平等推進審議会委員名簿】

(順不同・敬称略)

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名 弘恵	〃	朝霞市女性センターそれいゆぷらご登録団体 (～R3. 7. 14)
	片山 弥生	〃	朝霞市女性センターそれいゆぷらご登録団体 (R3. 7. 15～)
関係行政機関の職員	上木 孝子	〃	埼玉県男女共同参画推進センター (～R4. 3. 31)
	奥ノ木智子	〃	埼玉県男女共同参画推進センター (R4. 4. 1～)
	坂本 賢一	〃	埼玉県朝霞警察署
	磯山 道則	〃	埼玉県朝霞保健所 (～R3. 7. 14)
	南 伊津子	〃	埼玉県朝霞保健所 (～R4. 3. 31)
	金井美奈子	〃	埼玉県朝霞保健所 (R4. 4. 1～)
知識経験者	金子智恵子	副会長 (～R3. 7. 14)	朝霞市商工会
	久慈須美子	委員	女性起業家
	栗山 昇	会長 (～R3. 7. 14)	人権擁護委員
	土佐 隆子	委員	民生委員児童委員
	内山 有子	〃	東洋大学
公募による市民	西澤 孝	〃	公募 (～R3. 7. 14)
	嶋田 弘子	〃	公募 (～R3. 7. 14)
	岩谷 直美	〃	公募 (～R3. 7. 14)
	金子 八郎	〃	公募 (R3. 7. 15～)
	島根 道子	〃	公募 (R3. 7. 15～)
	徳光 克也	〃	公募 (R3. 7. 15～)

任期：令和3年7月15日～令和5年7月14日（2年間）

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉相談課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
上下水道部	上下水道総務課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 令和3年5月19日

- ・副委員長の選出について
- ・令和2年度男女平等推進事業報告について
- ・令和2年度男女平等推進事業評価(案)について
- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画(案)について
- ・各種リーフレットについて

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、こども・健康部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 令和3年4月23日

- ・リーダー及びサブリーダーの選出について
- ・令和2年度男女平等推進事業報告について
- ・第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画について
- ・各種リーフレットについて
- ・令和3年度「重点活動テーマ」について

3 DV対策関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。令和元年度からは庁内外を問わず一つの会議体とし、より一層の緊密な連携を図っております。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

区分	機関の名称
県の関係機関	1 婦人相談センター
	2 所沢児童相談所
	3 朝霞保健所
	4 朝霞警察署
市の関係機関	1 人権庶務課
	2 地域づくり支援課
	3 総合窓口課
	4 福祉相談課
	5 生活援護課
	6 障害福祉課
	7 長寿はつらつ課
	8 こども未来課
	9 保育課
	10 健康づくり課
	11 保険年金課
	12 教育委員会教育管理課
	13 教育委員会教育指導課
その他の関係機関	1 一般社団法人朝霞地区医師会
	2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

【会議の開催状況】

第1回 令和3年5月

- ・朝霞市のDV被害者支援の現状と課題について
- ・各機関の役割とサービスについて
- ・DV防止法の一部改正、性犯罪、性暴力対策について
- ・その他

○ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

○ DV相談

本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。

○ DV対策関係機関ネットワーク会議

DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関することなど、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。

○ LGBTQ(エルジービーティーキュー)

レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:同性も異性も好きになる人)、トランスジェンダー(T:身体の性と心の性が異なる人)、クエスチョニング(Q:自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人)の頭文字をとった言葉。

○ NPO

Non-Profit Organizationの略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

○ あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数のこと。

○ ジェンダー

本来の生物学的な性別(セックス)ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

○ それいゆぶらざ(女性センター)

市民の交流や講座の開催、また、DV 相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。

○ 女性総合相談

本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

○ 女性に対する暴力をなくす運動

国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年 11 月 12 日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の 25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成 13（2001）年 6 月 5 日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 28（2016）年に施行された。民間企業等（一般事業主。常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

○ 性的指向・性自認（SOGI）

SOGIは Sexual Orientation Gender Identity の頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。

○ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

平成 6（1994）年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

○ 性別による固定的な役割分業意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成 11(1999) 年6月より施行されている。

○ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律。性別を理由とする差別の禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を事業主に義務づけている。

○ 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

○ 男女平等推進行動計画

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成 18(2006) 年度から 10 年ごとに計画を策定しており、平成 28(2016) 年度から令和 7(2025) 年度までの計画を「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。

○ 男女平等推進事業企画・運営協力員等

本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員が推進している。

○ 男女平等推進情報「そよかぜ」

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。

○ 男女平等推進条例

男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成15（2003）年に施行された条例。

○ 男女平等推進審議会

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

○ 庁内男女平等推進指針

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的としている。

○ デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13（2001）年に制定された法律。

○ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。

○ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



朝霞市男女平等推進年次報告書

令和 4 年度版（令和 3 年度事業実績）

令和 4 年 7 月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆぷらざ（女性センター）

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台 1-7-1
TEL 048-463-2697
FAX 048-463-0524